平成２６年（フ）第９８８号
福岡市中央区高砂２丁目１番18―302号
債務者　田中　悦子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９９２号
福岡県太宰府市五条２丁目15番８―405号
債務者　米田　節子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１８号
福岡県久留米市梅満町1127番地３　新生マンション花畑西501号
債務者　尋木　隼人
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１２２号
福岡県久留米市西町502番地14　コスモスハイツⅡ102号
債務者　吉田　一彦
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１４３号
福岡県久留米市東合川４丁目12番５号
債務者　竹之内洋子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１４４号
福岡県久留米市本町15番地22　カサベルデ本町303号、前住所福岡県久留米市国分町1037番地23　南コーポ３号
債務者　肥後橋雅美
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第７９号
富山市下新本町10番27―205号　ポポロ27
債務者　国本圭吾こと　李　　圭吾
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８１号
千葉県柏市松ケ崎280番地４
債務者　三浦　雅子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２９４号
千葉県松戸市西馬橋蔵元町70番地の２　穂高第５ブラザーズ西馬橋302号
債務者　長谷川久美（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３０３号
千葉県野田市清水831番地　サニーヒルズＫ３―201号
債務者　小用　美砂
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５６号
宮城県遠田郡美里町牛飼字牛飼75番地３、従前の住所宮城県遠田郡美里町北浦字蓮沼浦２番地６　コーポラスシーマＡ―１
債務者　葛西ひとみ
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
宮城県大崎市松山金谷字金ケ崎71番地１
債務者　照井　和宏
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第３３０号
神戸市長田区東尻池町４丁目２番14号　市営真野東第２住宅403号
債務者　佐藤　卓也（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２８号
兵庫県尼崎市田能４丁目11番41―201号、前住所兵庫県西宮市名塩さくら台３丁目９番地４
債務者　インテリアＩＮＧこと　伊藤　晃司
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８５号
兵庫県尼崎市下坂部３丁目14番17号
債務者　松野　　亮
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３０２号
兵庫県尼崎市今福２丁目４番10号ジュノン306号、前住所兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目１番35号オーラ・コート杭瀬305号
債務者　宮城　吉生
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係